

7 年 6 月 25 日

長野県知事 様

## 令和 7 年度長野県産業廃棄物 3 R 実践計画書

下記のとおり、産業廃棄物 3 R 実践計画書を提出します。

|                             |                                   |                               |
|-----------------------------|-----------------------------------|-------------------------------|
| 協定期間                        | 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日  |                               |
| 会 社 名                       | 春原建設株式会社                          |                               |
| 住 所                         | 〒386-0002<br>長野県上田市住吉 1 番地 7      |                               |
| 代表者名                        | 代表取締役 春原 文浩                       |                               |
| 業 種                         | 製造業 ・ 建設業                         |                               |
| 処理施設<br>所在地<br>(処理施設を有する場合) | 施設名                               | 所 在 地                         |
|                             |                                   |                               |
| 担当部署                        | 建設事業部                             |                               |
| 担当者名                        | 佐々木 義則                            |                               |
| 連 絡 先                       | T E L                             | 0268-22-7018                  |
|                             | F A X                             | 0268-27-4094                  |
|                             | 電子メールアドレス                         | and-do-sunohara@ap.wakwak.com |
| ホームページアドレス                  | 'https://www.sunoharakensetu.com/ |                               |

## 1 産業廃棄物 3 R 実践方針

本年度は産業廃棄物の減量化・適正処理に以下の項目に取り組みます。

1. 廃棄物の分別徹底と排出量の削減（混合廃棄物をなくす）

前年度、混合廃棄物があり改善しなければならない。

2. 建設資材の再利用・再使用化の推進

## 2 排出抑制、リサイクルのための目標値及び過年度実績値

|                                     | 7 年度目標値     | 6 年度実績値     | 5 年度実績値     | 4 年度実績値     |
|-------------------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 総排出量の推移<br>(t・kg・m <sup>3</sup> )   | 600         | 704.2       | 1795        | 679.53      |
| リサイクル量の推移<br>(t・kg・m <sup>3</sup> ) | 500         | 704.2       | 1555        | 677         |
| 売上高の推移<br>(円)                       | 700,000,000 | 604,000,000 | 292,000,000 | 699,000,000 |

### 3 排出抑制、リサイクルのための取組内容

- ・現場ごとに排出される産業廃棄物の種類・排出量・処理量・処理の方法を掲示板に明記し、情報公開する。
- ・中間処理場へ現場ごと 1 回、現場代理人が処理施設へ直接行き、リサイクル状況を確認する。
- ・従業員教育として、年度当初に定めた実践方針を周知徹底するために、廃棄物の減量化・適正処理について会議を行い、従業員一人ひとりの意識向上を図る。
- ・リサイクル促進に向けた取り組みとして、現場ごとに廃棄物の分別・収集・運搬
- ・適正処理を徹底する。またその状況を産業廃棄物処理管理者が、月 1 の安全パトロール時に確認する。特に、各現場での分別を促すことに力をいれる。
- ・処理を委託した業者が不適切な処理をしたことが判明した場合は、処理施設への持ち込みを直ちに停止し、状況把握に努め、関係機関との連絡を密に取りながら原因の究明についての協力体制をとる。不適正処理された廃棄物の最終処分については、委託業者に適正処理を求めるが、解決されない場合は、排出事業者として、適切な処理を行う。
- ・その他、エコアクション 21 と合わせ、社員全員で環境に配慮し、廃棄物の減量化と適正処理に取り組む。

以下の観点も参考としていただいて構いません。（必要に応じ写真等を添付してください。）

- ・産業廃棄物処理責任者等
- ・産業廃棄物の種類、排出量、処理量、処理の方法等に関する情報公開
- ・産業廃棄物処理施設の地域への公開、説明（処理施設を有する場合）
- ・処理を委託する処理業者（施設）の現地確認計画
- ・従業員教育（研修）計画
- ・リサイクル促進に向けた取組（計画段階、実施段階での工夫など）
- ・処理委託した廃棄物について、不法投棄・不適正処理が生じた場合の排出事業者責任の徹底
- ・不適正処理を発見した場合の協力体制
- ・自社処理廃棄物の管理方法（自社処理を行っている場合）
- ・独自に取り組む事項

代替素材への転換（化石燃料由来プラスチック製品等からバイオマスプラスチックなど環境負荷の低い素材や製品へ転換していくこと）、環境認証制度等の取得（環境 ISO 14001、エコアクション 21 等）、電子マニフェスト（公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター）の導入等。

### 4 リサイクル製品使用率目標値

※リサイクル製品使用率＝リサイクル製品（材料）使用量／全体材料使用量（％）

| 製品（材料）種別   | 当年度目標値 | 過年度実績値 |        |        |
|------------|--------|--------|--------|--------|
|            | 7年度目標値 | 6年度実績値 | 5年度実績値 | 4年度実績値 |
| 再生砕石       | 100    | 100    | 100    | 100    |
| 再生アスファルト合材 | 100    | 100    | 100    | 100    |
|            |        |        |        |        |
|            |        |        |        |        |
| 全 体        | 100    | 100    | 100    | 100    |